

プレミアム付商品券発行事業約款

第1章 総 則

(趣 旨)

- 第1条 地方創生消費喚起実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、地域経済活性化のため、諫早市内において個人の消費喚起促進を行うため、「のんご諫早商品券」（以下「商品券」という。）発行事業を行う。
- 2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(実施主体)

- 第2条 商品券発行団体は、諫早商工会議所、諫早市商工会及び多良見町商工会で組織する実行委員会とする。

(実施期間)

- 第3条 本事業の実施期間は、平成27年4月13日から平成28年3月31日までとする。

(発行総額等)

- 第4条 商品券の発行総額は、14億4千万円とする。
- 2 発行総額のうち、販売総額は12億円とし、その20%にあたる2億4千万円を上乗せ方式のプレミアム分とする。

(商品券の販売内容)

- 第5条 商品券は、1枚額面1,000円券を10枚単位で購入する者に対して、当該購入額の20%のプレミアム分を付加して1冊12枚綴りで販売する。
- 2 商品券の販売額は、1冊10,000円とする。

(券面表示事項)

- 第6条 商品券に次の事項を記載する。
- (1) 発行団体
 - (2) 利用可能な金額、店舗、期間、商品
 - (3) 偽造防止のための通し番号
 - (4) 釣り銭対応
 - (5) 紛失、盗難等の免責
 - (6) 約款の存在

第2章 商品券の販売

(購入対象者)

- 第7条 商品券の購入対象者は、諫早市内での消費を希望する個人とする。

(販売限度額)

- 第8条 商品券は、購入者1人に対し、1冊金額10,000円を5冊まで販売できるものとする。
- 2 商品券購入に係る領収書は発行しないものとする。

(販売期間)

- 第9条 商品券の販売は、平成27年6月28日及び平成27年7月5日に行うものとする。

2 売れ残った商品券は、平成 27 年 7 月 6 日から平成 27 年 11 月 30 日まで販売する。

(販売所等)

第 10 条 商品券の販売は、実行委員会が指定する場所を販売所とする。

(販売周知)

第 11 条 販売の周知方法は、次の方法とする。

- (1) 諫早商工会議所、諫早市商工会、多良見町商工会が発行する広報紙等
- (2) 広報諫早
- (3) ポスター
- (4) その他

第3章 商品券の利用

(有効期限)

第 12 条 商品券の利用期間は、平成 27 年 6 月 28 日から平成 27 年 12 月 27 日までの間とし、利用期間を経過した商品券は無効とする。

(利用店舗)

第 13 条 商品券を利用できる店舗は、第 21 条に規定する登録をした店舗とする。

(対象商品等)

第 14 条 商品券は、商品券を取り扱うことのできる店舗（以下「取扱店」という。）が取り扱う商品及びサービス等について、使用できるものとする。

ただし、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (2) 土地購入に係るもの
- (3) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- (4) 国及び地方公共団体への支払い並びに公共料金の支払い
- (5) その他、本事業の趣旨にそぐわないと実行委員会が判断したもの

(釣り銭)

第 15 条 商品券の額面に満たない利用については、不当利得の発生防止に配慮して、釣り銭は支払わない。

(紛失等の責任)

第 16 条 利用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は、利用者の責任とする。

(不正利用の損害)

第 17 条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害金の全部を申し受けるものとする。

第4章 取扱店

(取扱店の募集)

第 18 条 取扱店の募集の周知方法は、諫早商工会議所、諫早市商工会及び多良見町商工会の広報紙、諫早市報、新聞折込広告等によるものとする。

(取扱店の登録資格)

第 19 条 取扱店は、諫早市内に店舗を有し、最終消費者に対し小売・サービス・飲食等の事業を営む事業所で、当該事業に参加を希望する事業所とする。

(取扱店の登録料)

第 20 条 取扱店登録希望事業所は、取扱店登録料として登録を希望する店舗ごとに以下の金額を負担しなければならない。

諫早市内に本社をおくもの 1,000 円

諫早市外に本社をおくもの 10,000 円

(取扱店の登録手続き)

第 21 条 取扱店の登録を希望する店舗は、諫早商工会議所、諫早市商工会（支所を含む）、多良見町商工会のいずれかに、平成 27 年 6 月 1 日までに商品券取扱店登録申請書を提出し、実行委員会の承認を得るものとする。

- 2 実行委員会は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が登録資格を有することを確認の上、当該申請者に商品券取扱店登録認定書を発行する。

(換金期間)

第 22 条 利用者から受け取った商品券の換金期間は、平成 27 年 7 月 10 日から平成 28 年 1 月 29 日までとし、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

(換金場所)

第 23 条 換金場所は、第 21 条で登録手続きを行った諫早商工会議所、諫早市商工会（支所を含む）及び多良見町商工会とする。

(換金方法)

第 24 条 取扱店は、消費者が使用した商品券を換金する場合は、商品券取扱店登録認定書を提示するとともに、必要事項を記載した商品券換金申請書及び取扱店名を記載した使用済商品券を実行委員会が指定する期日に提出し、実行委員会は、第 25 条に定める換金手数料を差し引いた金額の小切手を取扱店に対して発行する。

(換金手数料)

第 25 条 実行委員会が、取扱店から提出された商品券を換金する場合における換金手数料については、以下のとおり定める。

諫早商工会議所、諫早市商工会及び多良見町商工会における	
会員（平成 27 年 4 月 1 日時点で会員であるもの）	商品券額面の 0%
会員（上記以外の会員）	商品券額面の 1%
非会員	商品券額面の 3%

(遵守事項)

第 26 条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行うこと。
- (2) 実行委員会が配布する取扱店ポスターとステッカーを利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 利用者から受取った商品券には、店印を押印すること。

- (4) 他店押印のある商品券は、受取りを拒否すること。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに諫早市商工観光課、諫早商工会議所、諫早市商工会（支所を含む）、多良見町商工会のいずれかに申し出ること。
- (6) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は、禁止する。
- (7) 実行委員会が本事業に関して調査等を行うときには、報告等の協力をすること。
- (8) 本約款に定める規定を遵守するとともに、実行委員会からの指示を遵守すること。

(取扱店資格の喪失等)

第 27 条 第 14 条、15 条及び前条の各号に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、取扱店登録の取消し及び損害金の申受け等を行うことがある。

(紛失等の責任)

第 28 条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は取扱店の責任とする。

(届け出事項の変更)

第 29 条 取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに諫早商工会議所、諫早市商工会（支所を含む）及び多良見町商工会に届け出るものとする。

第 5 章 雑 則

(返還請求等)

第 30 条 商品券を購入した者が不正等を目的として、次の各号に定める事項を行った場合は、実行委員会はプレミアム相当額の返還請求をし、実行委員会で審議し決定した処置を取ることができる。

- (1) 商品券を他人に売却し、利益を得ること。
- (2) 商品券を担保に供し、又は質入れをすること。
- (3) 取扱店自らの商品仕入等に利用すること。
- (4) その他商品券の目的に相反する行為

(実行委員会の責務)

第 31 条 実行委員会は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) 商品券の売上金は、換金のために使用すること。
- (2) 商品券の発行、回収及び在庫枚数等を記載した記録を残すこと。
- (3) 商品券の保管は、特に厳重に行うこと。
- (4) 商品券の盗難、紛失が発生したときは、速やかに実行委員会に盗難、紛失した商品券番号を報告するとともに取扱店にその旨を通知すること。
- (5) 上記の各号のほか、商品券発行业に必要なる運営管理を行うこと。

(紛失等の責任)

第 32 条 諫早商工会議所、諫早市商工会及び多良見町商工会の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は、諫早商工会議所、諫早市商工会並びに多良見町商工会の責任とし、当該損害の補填をするものとする。

(その他)

第 33 条

- (1) 商品券発行业についての問い合わせは次のとおりとする。

①諫早商工会議所

所在地 諫早市高城町5番10号
電話番号 0957-22-3323

②諫早市商工会森山支所

所在地 諫早市森山町慶師野1063
電話番号 0957-35-2300

③諫早市商工会飯盛支所

所在地 諫早市飯盛町上原6-8
電話番号 0957-48-1141

④諫早市商工会東部支所

所在地 諫早市高来町三部壱252-14
電話番号 0957-32-2184

⑤多良見町商工会

所在地 諫早市多良見町化屋759-15
電話番号 0957-43-0140

主管行政窓口 諫早市商工振興部商工観光課
所在地 諫早市東小路町7番1号
電話番号 0957-22-1500

(2) この約款に定めるもののほか、本事業の実施に伴い必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この約款は、平成27年4月13日から施行する。